

第4節 こどものいのちと権利の擁護

(1) 家庭環境に左右されない学習機会の充実

主な事業概要

- 1 教育に要する経済的負担の軽減に取り組みます。

■就学援助費

経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費等の援助を行っている。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	児童総数	40,704	40,754	40,617	40,217	39,938
	認定者数	5,669	5,524	5,430	5,425	5,390
	認定率	13.9%	13.6%	13.4%	13.5%	13.5%
	就学援助費支給実績 (単位：千円)	409,937	399,652	394,513	395,964	388,719
中学校	生徒総数	19,044	19,458	19,430	19,515	19,600
	認定者数	3,229	3,277	3,315	3,256	3,141
	認定率	17.0%	16.8%	17.1%	16.7%	16.0%
	就学援助費支給実績 (単位：千円)	357,244	376,599	370,090	383,300	366,868
合計	児童生徒総数	59,748	60,212	60,047	59,732	59,538
	認定者総数	8,898	8,801	8,745	8,681	8,531
	認定率	14.9%	14.6%	14.6%	14.5%	14.3%
	就学援助費支給実績 (単位：千円)	767,181	776,251	764,603	779,264	755,587

※ 児童数及び生徒数は5月1日現在の児童生徒数、認定者数は決算時認定者数

■奨学金貸付事業

経済的理由により修学が困難な生徒、学生等に対して奨学金の貸付けを行い、社会に貢献し得る人材の育成を図ることを目的に、平成14年度(2002年度)から開始された制度である。また、平成20年度(2008年度)から新たに、家計の急変等を対象とした奨学金の貸付けを実施している。

なお、平成28年度(2016年度)熊本地震・令和2年度(2021年度)新型コロナウイルス感染症の影響により、家計急変等による募集と奨学金の返還猶予を実施した。

○貸付対象者 次の要件をすべて満たす者であること。

- 1 本市に居住する者の被扶養者であること。
- 2 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学又は専修学校の高等課程若しくは専門課程(以下「学校等」という。)に在学していること。
- 3 経済的理由により修学が困難であると認められること。
- 4 国、他の地方公共団体若しくはその他の団体からの奨学金(貸付けによるものに限る。)又はこれと同種の貸付けを受けていないこと。
- 5 家計の急変等(火災・風水害等、破産、失職、死亡、入院、離婚)の該当者であること。

※ 5の要件は、家計の急変等を対象とした奨学金の貸付けの場合のみ。

○定数及び貸付月額

区 分	定数	貸 付 月 額
高等学校、高等専門学校、 専修学校（高等課程）	380 人	国・公立 18,000 円 私立 30,000 円
大学、短期大学、専修学校 （専門課程）		国・公立 42,000 円（48,000 円） 私立 51,000 円（61,000 円） ※（ ）は自宅外通学生

※ 第1学年の生徒、学生等には初回貸付時に加算あり

○貸付期間 在学する学校等の正規の修学年限（最終月）。ただし、家計の急変等を対象とした奨学金の貸付けは、申請した日の属する月から申請をした日の属する年度の3月まで。

○返還時期 返還貸付終了後6ヶ月を経て返還開始。貸付けを受けた総額を年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法で返還（無利子）。

○貸付実績

区 分	貸付年度				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高等学校、高等専門学校、 専修学校(高等課程)	98 人	98 人	84 人	76 人	64 人
大学、短期大学、 専修学校(専門課程)	43 人	37 人	26 人	23 人	21 人
合 計	141 人	135 人	110 人	99 人	85 人

■熊本市高校等進学支援金

高等学校等へ生活困窮者等が進学する際の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、令和5年度高等学校等入学者から進学支援金の給付を実施している。

◇給付対象者 次の要件をすべて満たす者であること。

- 1 申請者が高等学校等への進学を希望し、翌年度の高等学校等へ入学を許可された者であること。
- 2 申請日時点で申請者が熊本市内に住所を有すること。
- 3 生活保護を受給していること、又は世帯者全員の市民税所得割が非課税であること。
- 4 過去に熊本市高校等進学支援金の給付を受けていないこと。
- 5 熊本市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に掲げる者に該当しないこと。

◇給付額 1人あたり一律40,000円

◇給付実績

区分	給付年度		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通常申請	365 人	536 人	544 人
家計の急変	23 人	30 人	18 人
合計	388 人	566 人	562 人

■特別支援教育就学奨励費

特別支援教育の振興を目的に、特別支援学級等に在籍又は通級指導教室に通学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費、通学費等の支給を行っている。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	児童総数	40,704	40,754	40,617	40,217	39,938
	対象者数	2,104	2,268	2,377	2,485	2,664
	認定者数	1,116	1,226	1,276	1,333	1,422
	奨励費額(単位:千円)	29,691	31,881	34,430	37,302	40,074
中学校	生徒総数	19,044	19,358	19,430	19,515	19,600
	対象者数	744	800	917	992	1,079
	認定者数	376	407	459	503	543
	奨励費額(単位:千円)	16,051	18,418	20,696	23,561	25,212
計	総数	59,748	60,112	60,047	59,732	59,538
	対象者数	2,848	3,068	3,294	3,477	3,743
	認定者総数	1,492	1,633	1,735	1,836	1,965
	奨励費額(単位:千円)	45,742	50,299	55,126	60,863	65,286

※児童数及び生徒数は各年度5月1日現在、認定者数は各年度決算時現在の数値

■私立学校助成

○市内に私立高等学校を設置する学校法人に対して、教職員の資質を高めるため教職員の研修・研究に要する経費の一部を補助し、私学の振興を図っている。

年間助成額 学校法人13法人 24,000千円

○市内に私立高等学校を設置する学校法人に対して、部活動に係る費用の一部を補助し、部活動を通じた高校生の健全な育成を図っている。

年間助成額 学校法人13法人 12,000千円